

鹿沼市電子入札運用基準

本運用基準は、鹿沼市が発注する建設工事（建設工事関連業務委託を含む。）及び物品役務（以下「工事等」という。）において、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）について、必要な事項を定めるものである。

1 電子入札実施の基本方針

対象とする入札方式

建設工事及び測量・建設関係コンサルタント等業務委託競争入札はすべて電子入札で行うものとする。ただし、特に必要と認めた場合にはこの限りではない。

2 紙入札承諾の基準

（１）当初から紙入札での参加を認める基準

入札執行者は、入札（見積を含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から、紙入札方式参加申請書が提出されたときは、次の事由に該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

ア 電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、破損等により使用できなくなり、ＩＣカード再発行の申請（準備）中の場合

イ 電子入札システムは既に導入済みであるが、システム障害により参加できない場合

（２）電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札手続の開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合、次の事由に該当する場合に限り、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この場合、入札締切通知書発行までの間で、電子入札の続行が不可能であり、かつ、全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限るものとする。また、紙入札方式移行申請書の提出を求めるものとする。

ア システム障害により締切に間に合わない場合

イ ＩＣカードが失効、破損等により使用できなくなり、ＩＣカード再発行の申請（準備）中の場合

ウ その他明らかに電子入札によることが困難であると認められる場合

（３）紙入札に移行する場合の取扱い

前２号の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は、有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

（４）紙入札業者の入札書等の取扱い

ア 紙入札業者の書類等の提出期限は、入札執行者への到着日時をもって判断し、電子入札システムによる当該書類の提出期限と同一とするものとする。

イ 紙入札業者は、入札書及び工事費内訳書を提出するときは、二重封筒により提出するものとし、入札書を入札書用封筒に入れて封かんし、別途の封筒に工事費内訳書の一式を入れて封かんの上、あわせて外封筒に入れて封かんするものとする。外封筒には、入札番号、工事名、工事箇所、紙入札業者の商号又は名称、代表者の氏名を記載し、入札書在中の旨を朱書きするものとする。

ウ 紙入札業者は、入札書の様式の所定の欄に、あらかじめ電子入札システムに内

蔵された電子くじ用の３桁の任意の数値を記載するものとする。なお、電子くじ用の数値の記載がない場合は、入札書記載金額の上３桁の数字を電子くじ用の数値とみなすものとする。

3 案件登録

(1) 各受付期間等の設定

- ・ 入札書受付開始予定日時は、競争参加資格確認通知書発行日の翌日又は指名通知発行日の翌日を標準とするものとする。
- ・ 入札書受付締切予定日時は、開札予定日時の前日を標準とするものとする。
- ・ 工事費内訳書の開封予定日時は、入札書受付締切日時経過後、事前準備に要する時間等を勘案して、時間設定するものとする。

(2) 入札公告日以降の案件の修正

入札公告日以降において、案件登録情報に**錯誤が認められた場合**には、次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

ア 錯誤案件に対して入札書の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

(修正例：受付開始日時 1 3 : 0 0 同締切日時 1 3 : 0 1)

イ 件名に、登録錯誤につき取り消し及び同一案件名称により再登録した旨を追記入力して修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

(修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」)

ウ 新規の案件として改めて登録する。

エ 既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡のとれる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して入札書等を送信するように依頼する。

4 添付書類の取扱い

(1) 使用アプリケーション及びバージョンの指定

入札手続において必要な添付書類は、原則として電子ファイルにより提出するものとする。

添付書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次に掲げるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2000 形式以降
2	Microsoft Excel	Excel2000 形式以降
3	その他のアプリケーション	P D F (Acrobat6.0 形式以降) 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式) その他鹿沼市が認めた形式

※Windows 版とする。

(2) 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、L Z H又はZ I P形式を指定するものとする。

ただし、自己解凍方式は、指定しないものとする。

(3) 持参又は郵送の方法及び提出期限（紙入札の場合）

- ・ 持参又は郵送での提出を認める場合には、必要書類の一式を持参又は郵送するも

のとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

- ・ 持参又は郵送の場合の添付書類の提出期限（必着。以下同じ。）は、電子入札システムによる当該提出書類の提出期限と同一とし、契約検査課に提出する。
- ・ 提出書類の作成は、来庁入札に準じる。
- ・ 郵送による提出を認める場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用する。この場合、入札件名及び入札書等在中の旨朱書きする。

（４）ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された添付書類へのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、持参又は郵送により改めて提出するよう指示するものとする。

（５）工事費内訳書の事前チェック

電子入札の場合においては、開札日前日の入札書締切後に工事費内訳書をチェックすることができるものとする。事前に印刷出力した工事費内訳書は、内容が対外的に漏洩することのないよう、開札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

なお、工事費内訳書は、入札書の参考書類として提出を求めるものであり、仮に入札金額と差異があったとしても、入札書記載金額の錯誤を理由に、落札決定に関する異議を申し立てることはできないものとする。

５ 入札書の受付

- （１）応札者の入札できる期間は、開札日の前日までに指定するものとする。紙入札者の入札についても、指定された期間内に提出するものとする。
- （２）電子入札書の送信を受けたときは、速やかに入札書受付票を送信するものとする。

６ 開札

（１）紙入札の取扱い

紙入札業者がある場合は、当該入札の開札の最初に紙入札業者の入札書を開封し、当該入札書に記載された入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録した後、電子入札による入札を開札するものとする。

（２）入札書提出前の辞退等

参加申請を行い、その後諸般の事情により、入札書の提出前に辞退するときは、当該辞退者は、電子入札システムにより入札辞退届を送信するものとする。

（３）入札書提出後の辞退等

電子入札システムによる入札書提出後は、辞退、訂正等はできないものとする。

また、電子入札システムにより入札書を提出後、入札参加者の参加資格が喪失したと認められる場合（指名停止処分となった場合や会社が倒産した場合など）は、当該入札書は無効とするものとする。

（４）開札結果の周知

入札執行者は、開札の結果を本市ホームページで周知するものとする。

（５）くじになった場合の取扱い

- ・ 入札執行者は、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２人以上ある場合には、落札者決定後に電子入札システムで発行する「落札者決定通知書」で、電子くじの計算結果を通知する。
- ・ くじは、電子くじによるものとし、応札者はくじの結果に異議を申し立てることはできない。
- ・ 電子くじによる落札候補者の決定方法については、本市ホームページで周知し、

応札者は、くじによる落札者の決定方法について了承の上、入札しているものとみなす。

(6) 低入札調査になった場合の取扱い

入札執行者は、低入札価格調査制度を適用した入札において、最低価格入札者のした入札が調査基準に該当した場合には、本市ホームページで調査対象者名、入札書記載金額及び低入札調査のため保留する旨を周知するものとする。

(7) 最低制限価格未満や失格基準に該当した場合の取扱い

入札執行者は、最低制限価格又は失格基準を設定した入札において、最低価格入札者のした入札が当該最低制限価格未満や失格基準に該当した場合には、電子入札システムの作業状況欄に当該入札者を失格とする旨を明記して通知を行うものとする。

(8) 落札者決定通知書の送付

入札執行者は、落札者を決定したときは、すべての電子入札システムによる入札参加者に対して落札者決定通知書により通知するものとする。

(9) 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、辞退として取り扱う。

7 開札日時の変更や中止

(1) 入札参加者側の障害による開札時間等の変更

- 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、同時に電子調達コールセンターにも連絡するよう依頼し、電子調達コールセンターにおいて障害の内容と復旧の可否について調査させ、その結果について報告を求める。
- すぐに復旧できないと判断され、かつ、次のアからエまでのいずれかに該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、2（2）参照）

ア 天災

イ 広域・地域的停電

ウ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

エ その他時間延長が妥当であると認められる場合

（ただし、ＩＣカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責めによる障害であると認められる場合を除く。）

- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度日時変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度日時変更通知書を送信する。（送信できない場合は、電話等で対応する。）

(2) 発注者側の障害による開札時間等の変更

- 発注者側に障害が発生した場合は、電子入札ヘルプデスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更する。
- 復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度日時変更通知書を送信する。（送信できない場合は、電話等で対応する。）

(3) 開札を中止する場合の取扱い

開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨の通知を行うとともに、既に提出された入札書については開封せずに電子入札システムに結果登録するものとする。

8 利用者登録及びＩＣカードの取扱い

(1) 利用者登録

- 入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合や、新たにＩＣカードを取得した場合は、使用するＩＣカードについて、事前に電子入札システムから利用者登録を行う。
また、利用者登録に先立ち、電子入札利用者登録番号請求書を鹿沼市（契約検査課宛）に提出しなければならない。なお、利用者登録番号は「工事・業務委託」及び「物品」の区分により発行する。
- 電子入札利用者登録番号請求書の提出を受けたときは、速やかに鹿沼市電子入札利用者登録番号決定通知書を交付する。
- 鹿沼市電子入札利用者登録番号決定通知書の送付を受けた入札参加者は、電子入札利用者登録番号に関する情報を他に漏洩しないよう厳重に保管管理しなければならない。
- 利用者登録は、次の区分により行う。

鹿沼市入札参加資格登録区分	備 考
工事・業務委託	工事又は業務委託の入札参加有資格者は、ＩＣカードの利用者登録をすることにより、「工事、業務」の電子入札に使用できる。電子入札利用者登録番号請求書（工事・業務委託用）提出
物品	物品の入札参加資格者は、ＩＣカードの利用者登録をすることにより、「物品」の電子入札に使用できる。この場合、「工事、業務」に使用しているＩＣカードを共用することができるが、電子入札利用者登録番号請求書の提出及び利用者登録が別途必要となる。

(2) 利用者登録の変更

- 入札参加者は、利用者登録した代表窓口情報及びＩＣカード利用部署情報に変更が生じた場合は、随時電子入札システムから変更内容の登録を行う。
- 入札参加者は、入札参加資格者名簿の登録事項に変更が生じた場合は、変更の届出と併せて、電子入札システムから変更内容の登録を行う。なお、当該変更の届出及び登録に係る審査が終了するまでの間は、「２ 紙入札承諾の基準」に基づき紙入札で対応する。

(3) 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準

- 電子入札を利用することができるＩＣカードは、別途公表する民間の電子認証局が発行したもので、競争参加資格認定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状により委任を受け、市に届出のある者（以下「受任者」という。）のＩＣカードに限る。
- 入札書の送信に使用するＩＣカードは、開札日時において有効なＩＣカードに限る。

(4) 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

入札可能なＩＣカードは、特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。） 代表会社の代表者（競争参加資格認定通知書に記載されている者）又は当該代表者からの受任者のＩＣカード、又は構成員のＩＣカードとする。

(5) 個別案件における委任の取扱い

個別案件における委任は、認めないものとする。

(6) ＩＣカード不正使用等への対応

入札参加者がＩＣカードを８の（１）から（５）までに掲げる事項に違反して使用した場合及び次に掲げる不正使用等をした場合には、当該入札参加者の指名の取り消しや入札の無効等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事等の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

ア 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

イ 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

ウ 同一案件に対して、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

エ その他明らかにＩＣカードを不正使用したものと認められる場合

9 電子入札システム及び電子調達コールセンターの運用時間

電子入札システム及び電子調達コールセンターの運用時間は、市の休日を除く次の時間帯とする。

電子入札システム 8：00～20：00

電子調達コールセンター 9：00～18：00 0570-011-311

10 その他

この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は電子入札（工事）操作マニュアル等に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年10月1日から施行する

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する

附 則
この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する